佐世保市任期制自衛官移住定住支援助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、若年層の佐世保市への移住・定住及び就労を促進することを目的として、本市に存する陸上自衛隊及び海上自衛隊に勤務する任期制自衛官が退官後、市内企業等に就業、かつ定住する者に対して、佐世保市任期制自衛官移住定住支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、佐世保市補助金等交付規則（平成１７年規則第５３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　任期制自衛官　佐世保市に存する陸上自衛隊及び海上自衛隊に任期制自衛官として勤務し、佐世保市に居住（住民登録をしている者に限る。）している者をいう。

(2)　正規雇用　雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において、就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態である者をいう。

（助成対象者）

第３条　助成金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　前条１項の規定による任期制自衛官を退官した者。

(2)　任期制自衛官を退官後、佐世保市内において正規雇用として就業している者、若しくは起業等している者のうち、別表１に定める要件を満たす者。

(3)　任期制自衛官を退官後、市内に５年以上定住及び就業等する意思を有する者。

(4)　他の関係機関から本助成金に類似した引越し補助・支援金等を受けていない者。

(5)　助成対象者、若しくは助成対象者の配偶者が公務員（特別職を含む。）でないこと（一時的に別世帯の場合も含む。）。

(6)　世帯員に市町村税を滞納している者がいないこと。

(7)　世帯員に、佐世保市暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

(8)　市内転居後、やむを得ないと認められる場合を除き、その属する世帯が町内会に加入していること。

（助成金の額等）

第４条　助成金は、１世帯につき１回限り交付するものとし、助成金の額は、３０万円とする。

（交付の申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者は、任期制自衛官を退官後、６か月以内に佐世保任期制自衛官移住定住支援助成金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に保証人連署のうえ、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　任期制自衛官を退官したことを証する書類

(2)　世帯全員が市町村税を滞納していないことを証する書類

(3)　別表１に規定する就業関係提出書類

(4)　町内会加入証明書（様式第１１号）

(5)　市内転居後の世帯全員分の住民票の写し

（交付決定）

第６条　市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書の審査を行い、佐世保市任期制自衛官移住定住支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）を交付するものとする。

（変更承認申請）

第７条　前条の規定により、助成金の交付決定を受けた者は、その内容を変更する場合又は中止しようとするときは、あらかじめ佐世保市任期制自衛官移住定住支援助成金変更（中止）申請書（様式第３号）にその他必要な書類を添付のうえ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更等の申請があったときは、その内容を審査し、佐世保市任期制自衛官移住定住支援助成金変更交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第８条　助成金の交付決定を受けた者は、佐世保市任期制自衛官移住定住支援助成金交付請求書（様式第５号）を市長に提出し、助成金の請求を行うものとする。

（助成金の返還等）

第９条　市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

⑴　助成金の申請に関し、偽りその他不正な行為があった場合は、全額返還。

⑵　任期制自衛官を退官後１年を経過する日までに佐世保市から転出した場合は、半額返還。

⑶　交付申請日から１年を経過する日までに要件を満たす職を辞した場合、若しくは起業した事業を廃止した場合は、半額返還。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

別表１（第３条関係）

区分	要件	就業関係提出書類
企業等就職	市内に本・支店、事業所等を有する企業等に就職し、市内で就業している者（正規雇用であるものに限る。）	・企業による就業証明書【様式第６号】
創業	創業し、市内に事業所等を有する者で、佐世保市創業支援ネットワークによる「認定特定創業支援」を受けている又は受けた者	・開業届の写し（税務署） ・認定特定創業支援終了証明書 ・認定特定創業支援カルテの写し
農業・畜産業就業	市内で就農している者	・農業委員による就農証明書【様式第７号】
水産業就業	市内で就漁している者	・漁協による水産業就業証明書【様式第８号】
林業就業	森林組合職員になった者	・森林組合による林業就業証明書【様式第９号】
離島就業	宇久島、寺島、黒島、高島いずれかの地域において定住、就業している者	・島内の事業所等からの離島就業証明書【様式第１０号】 ・島内における開業届の写し（税務署）

備考

「正規雇用」とは、雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において、就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態をいう。